

内閣参質一七三第三六号

平成二十一年十一月二十四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員草川昭三君提出事業仕分け人の選任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員草川昭三君提出事業仕分け人の選任に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事業仕分け」において、各評価者が行う評価は、それぞれの意見の表明に過ぎない。

二について

お尋ねについては、平成二十一年十一月九日に開催した第二回行政刷新会議において、国の事業の実態について造詣けいの深い者、各分野の専門的識見を有する者、地方公共団体等で実施した事業仕分けの経験を有する者等のうちから評価者を決定し、行政刷新会議の議長である内閣総理大臣が指名したものである。

三及び四について

事業仕分けの対象となる事業・組織等（以下「対象事業等」という。）は、幅広い分野に及んでいるが、直接的な利害関係者が評価に参加することは望ましくないことから、第二回行政刷新会議において、対象事業等の直接的な利害関係者は当該対象事業等に係る事業仕分け作業に加わらないことを決定したところであり、事業仕分け作業の実施に際しては、行政刷新会議事務局において所要の対応をとっているところである。

